

第1回障がい者施策推進協議会 議事概要

【会長選出】

中島障害福祉課長：会長職について、事務局から提案させていただきたい。本協議会は、これまで障がい福祉に関する学識経験の立場の委員に会長職をお願いしている。事務局としては、以前からこの協議会に学識経験者として参画いただいている松端委員をお願いしたいと考えているが、いかがだろうか。（異議なし）異議なしということで、会長について、松端委員をお願いしたい。

松端会長：桃山学院大学の松端です。前会長が右田先生なので、その後というのはきっと大変だが。国では、2006年から障害者自立支援法がスタートしたが、法律ができる時からめめ続け、国も政権交代があつて、改革推進会議で議論されて、今回、障害者総合支援法という形でとりあえず落ち着いたと考えてよいのか。法律の根幹が揺らいでいたので、大阪市としても、障がい者の施策をどの方向に持って行くのか、ご苦労されたと思うが、国の方もそれなりに落ち着いてきたようなので、ぜひ、皆さんと一緒に議論しながら、よい障がい者の施策を作っていけたらと思う。よろしく願います。

【議題1 大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画の策定について（報告）】

中島障害福祉課長：この計画については、昨年度参加いただいていた委員の皆さま方に熱心な議論をいただき、24年3月に策定したところである。策定にあたっては、本推進協議会、それぞれの部会において活発な議論をいただき、特に三田委員には座長として尽力いただき、まとめていただいたところである。この計画の策定ということで、今後、推進していくところである。この冊子の右下に四角い印刷があるが、これはSPコードで、専用の読み取り機により、視覚障がいのある方にもこの冊子の情報を読んでいただくために、今回取り組んだ。これについては、12月に実施したパブリックコメントにおいてもSPコードを印刷して、視覚障がいのある方にも情報を読んでいただくという形で進めてきた。

この計画については、大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画ということで計画一体としているが、一つには障害者基本法に基づく障がい者計画として、大阪市の障がいのある方に関わるさまざまな施策、福祉に限らず教育、保育、医療、労働、就職環境といった各分野の施策について、基本的な方向を示した総合的な計画である。また、障害者自立支援法に基づき、大阪市のホームヘルプサービスやグループホーム、

ケアホーム、通所に関わるさまざまな福祉サービスなど、各種の福祉サービスについての必要な見込量を策定し、その確保の方策について定めたものとして策定した。

計画期間については、大阪市障がい者支援計画については24年から29年の6年間の計画として、また中間年にも見直すこととしている。また、障がい福祉計画については、国で3年間と定めているので、24年度から3年間の計画としている。この計画についても、3年サイクルで見直すということなので、この推進協議会の委員の任期についても3年任期としている。計画の中身については、目次を見ていただければと思うが、総論では障がい者計画の基本的考え方、今後の方向性を書き、第2部では保育、教育、福祉、啓発、環境づくり、保健、医療といった課題について、基本的な考え方を示しており、福祉計画では、入所施設、精神科病院からの地域移行、福祉施設から一般就労に向けての計画の数値目標を定めている。それにあわせて、訪問系サービス、日中系活動、居住系サービスといったサービスごとの必要な見込量を定めている。冊子の99ページにはサービスの必要量を一覧で定めている。

三田委員：いろいろ大変だったが、まとまってよかったと思っている。計画の見直しということだが、その間にもいろいろな意見が出てくるかと思うので、委員会の中でも注意深く見ていきたい。

松端会長：大阪市の場合、とにかく協議を大切にしているので、丁寧に議論しながら、皆さんの意見をうまく調整してということで、いろいろ大変だったかと思うが、かなり評価できる計画になっているのではないかと思う。

【議題2 平成24年度からの大阪市障がい者施策推進協議会の体制について】

中島障害福祉課長：（資料1により説明）

松端会長：全体に多くの委員の方が変わられたのですね。

中島障害福祉課長：それぞれの組織から紹介いただいた方は代わっているし、発達障がいの関係で新たにお問い合わせしている先生もいる。

松端会長：計画策定で、3年なので、来年、また見直しの作業が入るのか？

中島障害福祉課長：来年には入らないが、来年はそれに向けた調査に入りたいと考えているので、調査項目をどうするか、調査方法をどうするかといった議論をいただければと考えている。

松端会長：再来年に見直して、次に新しくなるのか？

中島障害福祉課長：福祉計画が3年サイクルなので、総合支援法ができてどうなるかということはあるが、今の計画期間は3年なので、いずれにしても見直しが必要になる。それを想定した形で進めていきたい。

松端会長：総合支援法も基本的には自立支援法と同じ枠組なので、同じようにしていかなくてはいけないということだろう。それから、自立支援協議会、これは各区の24か所と市全体の1か所ということか。

栄委員：私は、こちらの協議会に参加して、24区それぞれの自立支援協議会があるのだが、かなり区で格差がある。話される内容や頻度、参加者という辺りでも格差があるというのが、ずっと課題になっている。かといって、それぞれの区の独自性や特性は生かした方がいいと思っているので、全体的に各区の状況をとらえることは引き続き必要だと思っている。

松端会長：この委員会では、各区がどんなことをしているかという集約はできているのか？それは、各区に返しているのか？ある区の自立支援協議会の人たちは、他の23区がどんなことをやっているのかはわかっているのか？

中島障害福祉課長：情報提供は各区にしているもので、各区の取り組みを参考にしながら自分の区をどうしていくのかについては、それぞれ議論していただいている。年に1回、研修会も実施し、それぞれの区から集まっただき、講義形式や実習形式でさせていただいており、その中でできるだけレベルアップしていただく取り組みはしている。

松端会長：ある区から見たら、よそがどんなことをやっているのかは、情報としてはわかっているのですね。だが、栄委員がおっしゃるには、結構、格差があると。活発に動いていたり、ネットワークが上手に作れているところもあれば、そうでないところもあると。

中島障害福祉課長：確かに、栄委員がおっしゃった区ごとの格差ということだが、集まる回数を増やしてもらったり、相談会を開いてもらったり、マップ作りなど、それぞれ工夫をしてもらいながら進めているところだ。引き続き区でも取り組んでいただいて、この4月に区の相談支援事業所を再編したこともあるので、区で活発な障がい者ネットワークが作られればとは考えている。

松端会長：自立支援法はいろいろ批判もあったが、自立支援協議会は、これをうまく運用するとメリットがあると指摘されているので、ぜひ有効に回るようにできたらと思う。

西滝委員：今年の法改正で、自立支援協議会は前よりは強化される方向になっている。特に、障がい当事者が参画することが強く出ているが、現実はまだ我々には全く見えてこない状況だ。今回の名前でも、残念ながら当事者といえるのは3、4人で、大阪市はもっと当事者の意見を汲み取る姿勢が強いと思う。特に、区のレベルでは当事者の意見が大事だと思うが、大阪市では区の体制が強くなるように聞いているが、現に、その影響か、区の福社会のいろいろな協力が、前はできたのに、今はできない状況が起こっている。障がい当事者の声を発表できる場所として、区の自立支援協議会も大事だと思う。大阪市は、もっと当事者の参画を増やしてほしい。

松端会長：自立支援協議会の法的な位置づけも明確になったし、西滝委員からもあったように、当事者が積極的に参画して、一緒に施策を考えて作っていくとか、あるいは十分に支援が行き届かないような困難な状況に置かれている方もたくさんおられるので、そういう方の問題は、当事者が自ら声を上げることによって一緒に考えていくという面もあると思うので、よりよいものを作っていくために、こういう機会に積極的に発言いただいて、それを施策に反映できるようにしていけたらと思う。

山野委員：生野区の場合は、11月20日にやっと1回目が開催されると聞いただけで、今までは5回あったのだが、今回は11月、1月、3月の3回だ。それも、ほとんどが事業所からの報告的なものばかりで、今のような内容が私たちには一切伝わってこないというのが現状だし、区によって差があるのだなあと感じている。そこへ参加している私の立場も、もう少ししっかりしないといけないと思うが、すごく格差を感じている。

松端会長：第1回が11月とは、ちょっと遅い。他の区がどういう風に会議をしているかという情報を共有したうえで、真似をする必要はないが、それぞれの区の独自性を踏まえながら、会議は少し頻繁になった方がいいだろうし、この自立支援協議会ですべて賄えるわけではないので、各部会の組織ができていて、そういったところでの議論もあると思う。自立支援協議会に、相談支援部会とか、権利擁護部会などがあるのですか？

中島障害福祉課長：各区では、区の取り組みとして、障がい種別ごとの部会などがあるが、すべてにあるわけではない。

三田委員：各区によっていろいろな課題があり、いろいろなことをやっていると思うが、市の協議会自身も、施策推進協議会の部会ということで、非常に制約があって、他の地域とは全く異なる自立支援協議会だ。フリーのディスカッションをしたり、各区の様子をもっと知りたい部分もあるのだが、ジレンマを感じながらやっている。この中には当事者も何人か入っているのだが、当事者の意見もさることながら、やはり、

この自立支援協議会の独立性だとか、ここに期待されていることが、果たしてこの体制でいいのかというのは、始まる時からずっと言い続けている。一つの部会である、使命は事業所のアンケートのための前後の会議みたいな感じで、何のために集まっているのかというところがあって、これだけのメンバーがいるのにもったいない。他の地域ではこういう形でやられているところは知らないので、独立した形が全面的にいいのかどうか分からないが、少なくとも、4、5年やってきて、各区の情報がすんなり流れているという実感はない。何度も区の人と一緒に話し合う場を持ちたいとか、区の様子をもっと深く掘り下げたいとの思いはあるのだが、限界があるという感じがしている。当事者の参画を上げるとか、自立支援協議会でどんな取り組みをするのかということ、ここではなかなか話しあえないのかなというのが、すごく残念でもったいない。法的に位置づけられて、ようやく全国的にも出揃ってきて、地域によって自立支援協議会が全く違っていいと思うが、政令指定都市で、歴史もあり、人材もこれだけいて、何か生み出していくような、地域で谷間に置かれているような人のケースなどにどう取り組むかというアプローチを、現場の人と集まって、知恵を結集してという良さが生かせるような会議になればいいと思う。引き続き委員もさせていただくので、中でも言っていきたい。

松端会長：役割としては、一つは市全体の方向をどうするかということ、もう一つは各区の取り組みを市の自立支援協議会でちゃんと集約できていて、その情報を各区に発信して、各区の取り組みを活性化していくと。活動が低調なところがあれば、もっと活発に活動できるようにサポートするような機能もないといけないのかなあとと思うので、今後この取り組みも考えていかなければいけないと思う。特徴的なのは、施策推進協議会の下部組織の位置づけになる。よその場合は、独立した自立支援協議会としてあるので、いろいろな制約があって動きにくいということなので、運用上のことだろうから、積極的に動きやすいように変えていけるのではないかと思うので、ぜひ、変えていくということで積極的に関与していただけたらと思う。

【議題3 大阪市における「障がい」の表記について（報告）】

中島障害福祉課長：（資料2により説明）

西滝委員：私たちの団体が大阪市に文書を出すときに、法令名の「がい」はそのままひらがなで書いて、文章の中では、「聴覚障害者の福祉向上のため」と漢字で書いて出したのだが、大阪市から漢字をひらがなに変えよと言われ、福祉局ではない別の局だが、少しもめた。強権的に変えさせるやり方は問題があると思う。

中島障害福祉課長：今回「がい」の表記を変えるのは、あくまで行政の書類や広報、組織名なので、団体にこれを強制するものではない。団体の名称や団体が出す書類に

については引き続き漢字を使うことについて、そのまま結構だ。強制するものではない。

西滝委員：実質的な強制で、公印を押した書類を持って行ったのに、その場で書き直しを言われ、法令名がひらがなだったので、その場で書き直した。次は、「障害者」の「害」も変えろと言われたので、何度も行ったり来たりしてはんこを押すのも大変だったし、もめたうえでこちらの意見を通した。強制的なやり方が現実にあるということだ。

出海部長：あくまで、これは大阪市の行政としての取り扱いの話なので、決して、それを一般市民や団体に押し付けるということではない。もともこの考え方は、橋下市長の強い思いから出てきている話で、府でそういう取り組みをやる中で、市も整合性をとりたいたいということと、市長自身も、必ずしもひらがなでないとだめとか、漢字でないとだめと言っている訳ではなくて、たまたま市長が接している方の中で漢字ということで非常に嫌な思いをしていると直接訴えられた。嫌な思いをしている人がいるのなら、少しでもそれが解消されればいいではないかという、素直な発想から出てきている話だ。それについていろいろな意見があるのはわかっているが、あくまでもこれは市の取り扱いの話なので、どこのケースかわからないが、もしもそういうことがあれば我々に言ってもらえば話をさせてもらう。我々も、関係局に対しては、強制するものではないと伝えているつもりなのだが、もしそんなことが出てきたら、具体的に教えてもらえば対応していく。

松端会長：市発の文書は全部ひらがなですね。市に申請をしたり、委託事業などの報告をするときはどうなのか？

出海部長：基本的には自由だと思う。ただ、大阪市の委託事業などをやるときに、その中でのピラなどは、大阪市の委託事業なので合わせてくださいということはあるかもしれない。

松端会長：各事業所や団体がどう表記するかは全く自由なわけだ。ただ、大阪市の補助（事業）はどうか？

出海部長：基本的に、委託でも補助でも、大阪市がかかわっている事業については、大阪市から出る文書はひらがなだ。例えば、実績報告をいただく時に、わざわざ書き換えてくださいということまでは思っていない。ただ、大阪市の事業としてやる委託事業なので、市民に触れる文書などについては、大阪市のスタンスに合わせていただきたいということはあると思う。

松端会長：もし何か不都合があれば局に言っていただいて、その都度調整を図りながら、そういう具体的な事例を積み重ねることによって、ある程度一定のルールみたいなものができると思うので、よろしく願います。

山野委員：皆さんに知っておいていただきたいのは、視覚障がいの場合は、点字やテープでは読み方は全く変わらない。先天的に全く漢字を知らない方は、ひらがなになったからといって、何が変わるのかなあといったところだ。逆に、例えば点字で原稿を出した時に、活字に訳されるときにひらがなを使われるか、漢字を使われるのか、その判断について、ニュアンスや意味の違いをどう理解すればよいのか考えるところだ。私も全く見えないのだが、原稿を作る時に「ショウガイシャ」と入れたら、当然漢字で出る。一貫して漢字とひらがなを使い分けるのは、できるかどうか自信がないのが現状だ。音声で（パソコン操作を）やっていると、「障害者」と入れたら「ショウガイシャ」と読んでくれるが、「がい」をひらがなにすると、「サワリガイシャ」と読む。これはひらがなを使っているのだなとわかるのだが、音声で聞くとそういうことになる。

松端会長：そんなことを言い出したら、「害」がよくないのはわかるが、「障」の方を放置しているというのもよくわからない。個人的には漢字を使い続けているが、「障がい者」とせずに、「障がいのある人」みたいな表現をすることが多い。これも、もう少しいろいろな議論があって、実際にいろいろなところで不都合があったり、それなりに統一したルールができたりして、まあまあ収まっていくのかなと思う。とりあえず、大阪市の公文書としては「がい」はひらがなになると。それから、大阪市が関与する委託事業や補助事業に関しても、基本的に大阪市発の場合は、「がい」はひらがなだということだ。

【議題4 障がい者虐待防止体制の整備について（報告）】

中島障害福祉課長：（資料3により説明）

松端会長：障害者虐待防止法に対応する市の、これは虐待防止センターでよいのか？

中島障害福祉課長：防止センターというものを一つ設けているわけではない。区、区相談支援センター、局がそれぞれ分担しているという状況だ。

松端会長：虐待対応の仕組みを作ったということでもいいのですね。基本的には、各区で受け付ける？

中島障害福祉課長：養護者による虐待については、各区と各区障がい者相談支援センターで受け付ける。

松端会長：障がい者施設の従事者による虐待の場合や、働いている場合の使用者による虐待の場合は？

中島障害福祉課長：障がい者福祉施設の従事者については、福祉局障害福祉課が窓口となるし、使用者による虐待については、福祉局地域福祉課相談支援グループが窓口になる。

西滝委員：まず一つは、虐待防止法によると、虐待防止センターを市町村に置くということだが、全くセンターの形のない方法で大阪市が進んでいるのは、法律上の問題はないのか？現に家庭内の虐待があるとして、保護しないといけない状況の時、一時的に保護する施設はどこにあるのか、その整備はどうなっているのか？法律では市町村の役所が仕事をするようになってきているが、大阪市は社会福祉協議会に丸投げするような感じがするが、大阪市の責任が見えないと思う。

山本地域福祉課相談支援担当課長：センターがない形について法的にどうかのことだが、法律の規定は、「市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする」という条文になっている。確認をしたところ、障がい者虐待防止センターという施設を整備する必要は、必ずしもない、法律に規定された機能を市町村として果たすことができればそれで構わないということになっているので、大阪市の場合は、部署が分かれるのだが、大阪市総体としてセンターの機能を果たすということで、ここがセンターだという形のものの整備はしていない。

分離保護しないといけない時の一時保護施設はどこかということだが、非常に少ないキャパではあるが、どうしても緊急に分離しないといけない方に入っていただくためのベッドを確保している。これは、民間の施設に委託して確保しているが、外部には場所や名称を知らせないこととしている。

虐待対応はあくまで市町村の責務なので、各区において責任を持って対応するということで、社協へ丸投げして、委託で全部してもらおうという体制にはしていない。虐待かどうかの判断と、緊急性の判断、支援方針等を決定するコアメンバー会議は、必ず区役所の課長級、管理職が組織として判断を行い、必要に応じて権限行使を行うということにしている。

山野委員：文字の確認だけだが、コアメンバーのコアとは、カタカナか、漢字か？

松端会長：カタカナだ。中心とか核という意味である。

三田委員：時間外の受け付けはどうするのか？保健福祉センターが受け付けるということだが、人がいない状況の中で、しかも初動がすごく大事だと思うが、どんな方がどんな体制で受けるのか？専門職に限るともいえないぐらい早い方がいいと思う。障がい者相談支援センターが窓口というのは、支援センターの方には知らせているのか？計画策定の時にこの話が随分出ていて、区の（保健福祉）センターと民間の相談支援センターを併記するのは責任が重いという意見が計画策定・推進部会の委員から出ていたと思うので、決定したことについて説明されたのか？

山本地域福祉課相談支援担当課長：時間外と休日の受け付けは、休日夜間福祉相談電話事業を大阪市社会福祉協議会に委託して実施しており、そこが時間外・休日の受付窓口で、そこで受け付けたケースで緊急性のあるものについては、私どもの携帯電話に連絡が入るという体制をとっている。

二点目は区の担当者の資質という趣旨の質問かと思うが、まず、法施行に先立って、4月から各区に障がい者虐待防止の取り組みという業務を位置付け、担当者を配置した。具体の担当者の選任については各区の判断なのだが、多くの区で、高齢者虐待対応の経験を有する保健師が主たる担当者である。主たる担当者は1名なのだが、それ以外に副担当も設けているし、安否確認で障がい者の家に強制的に立入調査をしなければならない時には、かなりの人数で対応しなければいけないということで、立入調査に従事する職員は、各区十数名に立入の吏員証を交付しているので、必要な時には複数で対応できる体制を組んでいる。

相談支援センターが窓口であることについては、相談支援センターの方々ともいろいろと意見交換をし、当初、私どもの思いとセンター側の思いに若干食い違う部分はあったが、そこは調整して、通報届出の受付業務と障がい者本人や養護者に対する相談・助言という部分を中心に対応していただくということで、10月1日を迎える前に相談支援センターの職員と区役所の担当者を対象に研修を実施している。

松端会長：この仕組みはすでにスタートしているが、今のところ通報は入ってきているのか？

山本地域福祉課相談支援担当課長：数字はまだ把握できていないが、10月1日にも通報は来ている。4月以降、法は施行されていないが、担当者はいるので、虐待と思われるケースを把握して対応しているが、4月から7月の4か月間で全市で20数件あった。

壺阪委員：コアメンバー会議の構成なのだが、行政だけでやっているが、民生委員や町会などの当該地域の人が入っていない。行政決定だから民間は遠慮してもらうという考え方なのか？分離保護の時に、警察との関係はどうなっているのか？強面の人なら行政職員は対応できないので。それから、過去に虐待のあったケースをちゃんと把握しておかないと、繰り返し発生する可能性があるのでは、それをどうするのか？さ

らに、虐待を受けた人に対するカウンセリングをどうするのか？考え方を聞かせてほしい。

山本地域福祉課相談支援担当課長：コアメンバー会議のメンバーについて、基本的に大阪市内のなるべく少数で行うことにしている。協力いただかないといけない民間を含めた関係機関については、コアメンバー会議で一定の大きな方針を定めた上で、個別ケース会議に参加いただき、具体の役割分担などを協議することとしている。

分離保護をする際の警察との関係だが、法律上は、立入調査をする際には警察に援助要請を行うことができることになっている。これは、高齢者虐待防止法でも同様の規定があり、警察と区との間で連携をとって協力いただくよう、私どもから府警本部へお願いしている。実際に分離保護をする時に、場合によっては修羅場のようなことになりかねないのだが、例えば、デイサービスに行っている時に、養護者と離れたタイミングを見計らって分離をしたり、病院に通院した際に分離をしたり、いろいろ工夫をしながら対応しているが、最悪、養護者と離れる局面が近々に見つからない時には、警察の協力をいただくという体制にしている。

虐待ケースの把握だが、今のところ、4月以降のケースについては、虐待ケースということで取り扱った記録もあるので、それは把握できているが、それ以前のケースについては、業務としての虐待対応という位置付けがなかったなので、相談記録の中から虐待ケースを掘り当てないといけないということで、今のところできていない。貴重なご意見をいただいたので、これについて着手してまいりたい。

虐待を受けた障がい者本人に対するカウンセリングだが、本人や養護者への相談対応という部分は障がい者相談支援センターと区で対応することになっているが、主として相談支援センターで対応していただくことが多くなるだろうと考えている。

松端会長：すでに4月から虐待ケースという形で把握し、対応しているということだが、今後、本格的にスタートするので、その様子を見ながら、例えばカウンセリングや心理的なケアをどうするかといった具体的なことも出てくると思うので、引き続きよろしくお願ひしたい。

栄委員：コアメンバー会議で、虐待かどうかの判断とか、緊急性の判断という言葉があるが、アセスメントのツールは、大阪市独自のものがあるのか？支援方針はコアメンバー会議で作り、それに基づいて個別ケース会議につなげるという関係を、もう少し明確に説明していただきたい。終結がコアメンバー会議でまた行われることになるが、この文言によれば、「危険状態から障がい者の生命、身体及び財産」という形で、目に見える虐待を書いているが、心理的虐待やネグレクトの場合はどんな風に判断して終結とするのか？

山本地域福祉課相談支援担当課長：コアメンバー会議の中で虐待かどうかの判断、緊急性の判断を行うということだが、ツールとしては、事実確認シートというチェッ

クリストを作成している。一般的に虐待ケースについて確認すべき事項を網羅しているつもりだが、この事実確認シートでもって、一定の虐待の状態を浮かび上がらせた上で判断することになっている。緊急性の判断については、そういったツールがないことはないが、まだ厚生労働省的には、マニュアルに掲載するには至っていない状況で、厚生労働省いわく、事例の蓄積が少ないために有効性の確認が取れないということで、チェックを入れていくと緊急性があるかないかが機械的に見えるようなシートなのだが、参考までに使っていただく予定をしている。あくまで、判断としては総合判断ということになるかと思う。

コアメンバー会議で支援方針を決めた後に個別ケース会議を開く形になっているが、コアメンバー会議で決める支援方針は、大きな方針として、在宅での計画的・総合的援助、在宅での集中的援助、分離保護という大きな方針、分離しないといけないのか、福祉サービスの量を増やして養護者に少し休養していただく対応が必要なのか、あるいは見守りだけで大丈夫なのかという大きな方針はコアメンバー会議で決める。その上で、民間の関係機関の方にも参加いただき、具体の支援内容については個別ケース会議の中で決めていくという予定にしている。

終結の判断だが、これについては非常に難しいものがあると考えている。高齢者虐待対応については、平成18年度以降の蓄積がある。障がい者虐待と必ずしも同一視はできないと思うが、これまで高齢者虐待対応の中で、終結という形が明確に判断できたケースは、分離したまま戻せない、養護者の改善が望めないというケースについては、終結の判断をすることは比較的明確な判断ができるが、ネグレクトや心理的虐待が起こる原因が完全に除去されたかどうかの判断を実際に行うのは、なかなか大変だと考えている。一旦終結の判断をしても、再度、新規のケースとしてまた対応しないといけないケースが出てくる可能性もあると考えている。

松端会長：その辺りは難しい。完全に分離して関わりがなければまあまあ、ただ、それも、分離した後養護者の方はそのままでもいいかという問題もあるだろうし、在宅で一緒に暮らしている場合は難しい。長年蓄積されてきた関係があるので、時間をかけて対応しなければならない。

山本地域福祉課相談支援担当課長：特に、高齢者と違って障がい者の場合は、分離後の期間が長い、場合によっては何十年になることがあるので、その判断は非常に苦しむことになると思う。

松端会長：これも、プライバシーに配慮しつつ丁寧に事例を整理していただいて、その時の対応が本当によかったのかを常に検証しながら、対応する方の力量をアップする取り組みを、あわせてしないといけない。これから本格的に動き出すということなので、この会にも必要に応じて報告してもらいながら検討できたらと思う。

【議題5 その他】

中島障害福祉課長：（参考資料3により総合支援法について説明）

松端会長：自立支援法を廃止するというところで、改革推進会議の議論があって、そこで議論されたことと、この障害者総合支援法とのギャップが大きすぎて批判もあるのだが、これはこれで結構画期的な改正内容も含んでいるので、法の枠組がこの間議論されてきたが、一応これで落ち着いたと考えていいと思う。いくつかおもしろいというか、意思決定支援。自己決定というのは当事者運動の一つの柱だったが、知的障がいや精神障がい、発達障がいの方の場合は、自己決定する「自己」というところ、判断したり考えたりというところが困難なので、自己決定の広い概念で意思決定ということで、ものを考えたり決めたりするところからサポートしようということだ。法律の規定も、社会的障壁の除去の観点で障害者基本法に続いてうたわれたし、自立支援協議会絡みでは名称を変えてもいいという話だ。それはそれで、余計に混乱するのかなと思うが、名称の話ではなくて中身で詰めなくてはいけないが。これらも順次、段階的に施行されていくので、それに応じて施策を組み替えたりということがあると思う。引き続きここで議論することになると思うので、よろしく願います。